

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	火葬場経営等の許可
概要	墓地、埋葬等に関する法律では、火葬場の経営は高度の公益性を有し、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件を踏まえるべきであるため、一般には禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、火葬場を経営しようとする者及び火葬場の施設の変更又は廃止をしようとする者は、その施設ごとに大阪市長から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律 第48号） 第10条
審査基準	<p>1 経営主体原則として地方公共団体であること。（ただし、承継等により経営する場合を除く。）</p> <p>2 添付書類各申請書には次の書類が添付されていること。（写しを添付する書類は、原本も持参のこと）</p> <p>(1) 経営許可申請の場合</p> <p>ア 火葬場の敷地及び建物の図面</p> <p>イ 火葬場の周囲 300メートル以内の地形・建物の状況を表した図面</p> <p>ウ 火葬場の敷地が申請名義人の所有であることを示す登記事項証明書及び建物の登記事項証明書（新設建物の登記事項証明書については、建物竣工時に提出すること。）</p> <p>エ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書、寄附行為の写し又は宗教法人法第12条第1項に定める規則の写し</p> <p>オ 新設の火葬場については、建築基準法第51条に規定する敷地の位置についての許可書の写し</p> <p>カ 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に抵触する場合は、その許可書の写し</p> <p>キ 住民対応に関する誓約書（規定の様式）</p> <p>ク 火葬場の新設の理由を記載した書類</p> <p>(2) 変更許可申請の場合</p> <p>ア (1)に掲げる添付書類（ただし、火葬場を縮減する場合は、敷地の登記事項証明書、建物の登記事項証明書の添付は不要）</p> <p>イ 変更前、変更後の比較図面</p> <p>ウ 変更の理由を記載した書類</p> <p>(3) 廃止許可申請の場合</p> <p>ア 経営許可申請書の副本及び許可書</p> <p>イ 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書</p> <p>ウ 廃止の理由を記載した書類</p> <p>3-1 申請書の審査項目（新規及び変更（拡張）許可申請の場合）</p> <p>(1) 火葬場の経営主体が適格であり、火葬場の設置及び拡張の必要性が認められること。</p> <p>(2) 火葬場の申請地から 300メートル以内に学校、病院及び人家がないこと。あるいは学校、病院及び人家があっても付近の生活環境を著しく損なうおそれがないこと。「付近の生活環境を損なうおそれがない」と判断する基準は、立地条件等が異なるため一律にまた具体的に規定できないが、</p> <p>① 周辺環境と調和が保てること。</p> <p>② 公衆衛生その他公共の福祉の見地より周辺住民の理解が得られること。</p> <p>により、個々の事例で判断する。</p> <p>(3) 火葬場拡張の場合は既存火葬場と一体性が確保されること。「一体性」とは、</p> <p>① 拡張部分の面積が既存火葬場の面積を上回らないこと。</p> <p>② 拡張後の区域は火葬場としての形態が保たれること。等により個々の事例で判断する。</p> <p>以上を基本とするが、現在、既存の火葬場で需要が充分満たされているので、新設等の相談があった場合、その都度、協議しながら審査を進めることとする。</p> <p>(4) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>3-2 申請書の審査項目（変更（縮減）及び廃止許可申請の場合）</p> <p>(1) 収蔵された焼骨の改葬手続が完了していること。</p> <p>(2) その他、「環境衛生関係事務提要」（株）ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。</p> <p>4 当該施設の実地検査の結果許可申請内容と相違がないこと。</p>
標準処理期間	30日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	無料
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	
備考	